

申告の
手続きは
こちら



市・県民税の申告

申告が必要な方

1月1日現在、狭山市在住で次のいずれかに該当する方

① 所得税の確定申告の対象とならない
営業、農業、不動産、地代、家賃など

市・県民税の申告や
所得税の確定申告に必要なもの
認印、筆記用具、計算機、平成15年中に支払った
社会保険・生命保険・損害保険料などの支払金額の
わかる領収書や控除証明書、障害者手帳など。
個別に必要なもの▶ 給与・年金・報酬などの所得が
ある方... 源泉徴収票、支払調書など▶ 事業所得の
ある方... 収入、必要経費が分かる書類▶ 医療費控
除を受ける方... 平成15年分の医療費の領収書など
を取りまとめたもの

年金、報酬などの所得がある ② 給
与所得者で勤務先から市に給与支払
報告書が提出されていない(パート、
アルバイトなども含む) ③ 年の途
中に退職し、再就職していない ④
市内に家屋敷や事務所、事業所があ
り市外に住所がある

申告書の提出

申告会場で提出するか、市民税課
へ郵送してください。なお、所得税の
確定申告をする方は不要です。

受付日	申告会場
2月16日(月)～23日(月)	市役所6階
2月24・25日(火・水)	広瀬公民館
2月26日(木)～3月15日(月)	市役所6階

受付時間は9時～11時と13時～16時た
だし2月22・29日以外の土・日・曜日を除く

所得税の確定申告

申告が必要な方

① 営業、農業、不動産、地代、家賃など、
年金、報酬、譲渡などの所得が所得控
除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除
など(の合計額を超えている方) ②
給与所得者(表紙のフロッピーチャート
をご覧ください)

確定申告書の提出

所沢税務署窓口へ提出するか郵送
してください。なお、給与所得者や年
金収入など雑所得のある方の申告書

●こんなときも申告が必要です
公的年金等受給者の方は、支払先か
ら「公的年金支払い等報告書」が提出
されますので、申告は必要ありません
が、所得控除を受けようとする方は、
確定申告や市県民税の申告が必要で
す。また、収入がない方でも、国民健康
保険税や介護保険料の算出、保育所
の入所などに所得の証明を必要とする
場合がありますので、市県民税の申告
をお勧めします。

●スムーズな手続きのために
ご協力ください
申告は郵送でも受け付けています。
また、申告などの書類は、ご自分で作
成していただく自書申告にご協力を
お願いします。申告書は市役所市民税
課、公民館、出張所、市民サービスコー
ナーに用意してあります。なお、申告
会場は駐車場に限りがありますので、
公共交通機関をご利用ください。

市・県民税、所得税の申告はお早めに!!

申告期間の終了間際になると窓口が混雑します

(住宅取得等特別控除を除く)は、市
役所でも受け付けます。
期間 2月16日(月)～3月15日(月)

所得税の還付

給与所得者で確定申告が必要ない
方でも、次のいずれかに該当する方
は、申告することで所得税が還付さ
れる場合があります。

対象 融資を受け、住居を取得が増
改築した 10万円(合計所得額が2
00万円未満の方はその5%)を超
える医療費を支払った 年の途中で
退職し再就職していないなど

休日申告相談と 申告書の受け付け

日時 2月22・29日(日)、9時～11時と13
時～16時 場所 市役所6階、所沢税
務署

問合せ 市・県民税：市役所市民
税課 〒350 1380 人間
川 1 23 5(へ) 2953 1
111、内線 1092、1095
所得税：所沢税務署 〒359
8601 所沢市並木1 7
へ ☎ 2993 9111



親切な窓口事務を心がけます



子ども達の心と体の成長を育みます



尊い生命と財産を守ります



皆さんの健康管理をお手伝いします

部門別職員数と主な増減理由

(4月1日現在 単位:人)

部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成14年	平成15年			
一 般 行 政	議 会	10	10	0	
	総 務	200	203	3	組織改正、市民課体制の充実などによる増
	税 務	56	55	1	職員体制の見直しによる減
	民 生	234	238	4	組織改正、福祉体制の充実などによる増
	衛 生	113	114	1	組織改正、保健センターの充実などによる増
	労 働	8	6	2	公益法人への職員派遣の見直しなどによる減
	農林水産	21	20	1	土地改良事業の進捗による減
	商 工	7	8	1	商工行政の充実のための増
	土 木	159	155	4	事業の効率化などによる減
小 計	808	809	1		
特 別 行 政	教 育	231	223	8	図書館運営方法の見直しなどによる減
	消 防	171	170	1	消防体制の見直しによる減
	小 計	402	393	9	
公 営 企 業 等 会 計	水 道	44	43	1	業務の見直しによる減
	下 水 道	30	27	3	事業の進捗状況などによる減
	国 保	13	14	1	執行体制の充実のための増
	介護保険	12	12	0	
	小 計	99	96	3	
合 計	1,309	1,298	11		

職員数は、一般職に属する職員数で地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員を除く

定員適正化計画の数値目標と進捗状況

①定員適正化の目標

平成14年度を基準に、平成15年度から19年度までの5年間で83人の削減を図ります。

②定員適正化の概要

行財政改革プランなどに基づく事務事業の見直し、公共施設の管理運営の合理化、業務の民間委託、退職者の補充抑制などにより、職員数の抑制を図ります。

③定員適正化の年次別進捗状況

平成14年度から15年度で、計画どおり11名を削減しました。

部門	区 分		平成14年	平成15年	平成19年目標
一 般 行 政	増減員数	計画		2	33
		実績		1	
	職員数		808	809	775
特 別 行 政	増減員数	計画		9	42
		実績		9	
	職員数		402	393	360
公 営 企 業 等 会 計	増減員数	計画		4	8
		実績		3	
	職員数		99	96	91
計	増減員数	計画		11	83
		実績		11	
	職員数		1,309	1,298	1,226

市職員の定員の状況を公表

市では、各種施策の円滑な執行体制の確保を基本としながら定員の適正化に取り組んでいます。今月は、職員数の定員の状況を公表します。

問合せ企画課へ内線7133